

多賀町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年12月

多賀町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いだことから、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成するとともに、関係機関が連携して通学路

の安全点検および安全対策を講じるよう各省庁から全国の自治体に依頼があったところです。

本町においても、平成24年度以降引き続き通学路の安全確保に向け点検を実施してきたところですが、このほど関係機関との連携体制を再確認するとともに、通学路の安全対策に取り組む姿勢を明確にするため、「多賀町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関との連携をさらに強固とするため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この推進会議において議論し策定しました。

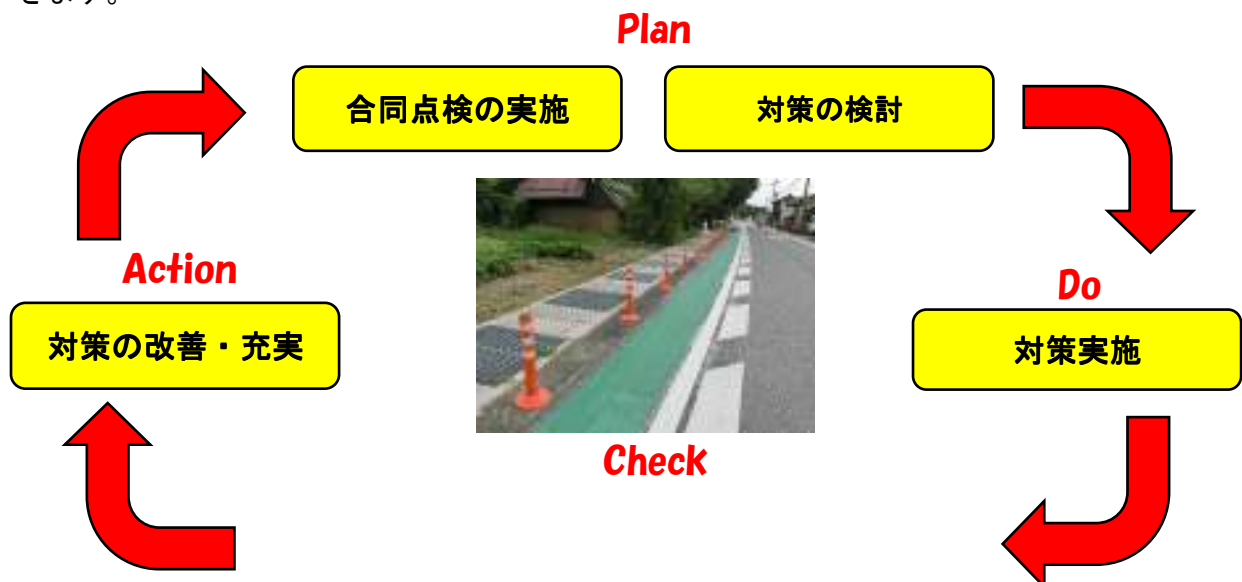
- ・彦根警察署 交通課
- ・湖東土木事務所 道路計画課
- ・多賀中学校
- ・多賀小学校
- ・大滝小学校
- ・多賀町総務課
- ・多賀中学校PTA
- ・多賀小学校PTA
- ・大滝小学校PTA
- ・通学路交通アドバイザー
- ・多賀町教育委員会
- ・多賀町地域整備課

3 取組方針

1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



対策効果の把握

2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施方法等

- ・町内小学校2校および中学校1校の通学路について、毎年危険箇所の合同点検を実施します。

★地域、保護者、児童生徒、学校職員等連携により、通学路の危険箇所の聞き取りなどを行い、学校はその結果をもとに町教育委員会に改善要望書を提出します。(7月頃)

○合同点検の体制

- ・改善要望書をもとに、各小学校および中学校ごとに通学路安全推進会議のメンバーが参加する合同点検を実施します。(10月～11月頃)

危険要因

- 1 道路の構造に関すること
- 2 交通安全施設に関すること
- 3 利用者のマナーに関すること
- 4 道路周辺環境に関すること

3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。(中心市街地については景観にも配慮したうえで対策を検討します。)

ハード対策	ソフト対策
ア 道路、歩道の整備・改良	A 通学路の見直し
イ 防護柵の設置(ガードレール、縁石、ポール等)	B 児童生徒への安全教育
ウ 路面標示等の設置(外側線、グリーンベルト等)	C 交通取り締まり、交通安全啓発
エ 標識、看板の設置	D 保護者、地域、学校職員等による街頭指導
オ カーブミラーの設置	F 所有者、管理者への改善依頼
カ 横断歩道の設置	H その他
キ 信号機の設置	
ク 水路、側溝の有蓋化・改良	
ケ その他	
※中心市街地については、景観にも配慮したうえでハード対策を検討します。	

4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、地域住民や学校関係者等への聞き取り、アンケート等の実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果も踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所一覧表、箇所図の公表

各小学校および中学校の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小学校および中学校の「対策箇所一覧表」および「対策箇所図」を作成し、ホームページや広報誌等で公表します。

◆対策一覧表（例）

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険内容	対策（検討）内容
①県道 ○○○○線	多賀町○○○番地地先	横断歩道の消失。	横断歩道の引き直し
②県道 ○○○○線	多賀町○○○～○○○番地間	歩道帯はあるものの、幅員が狭いうえ交通量も多い。	路面の減速表示マークを設置
③県道 ○○○○線	多賀町○○○番地地先	歩道と車道との間に縁石しかない。	防護柵の設置
④町道 ○○○○線	多賀町○○地先・道路高架下	歩道帯はあるものの、幅員が狭いうえ交通量も多い。	歩道帯の拡幅と道路境界の路面マーカの設置
⑤県道 ○○○○線	多賀町○○○番地地前歩道	コンビニエンスストアの車の出入りが多い。	通学ルートの変更

◆対策箇所図（例）

